

## くらしの安心ネットとやま規約

### (目的)

第1条 この規約は、くらしの安心ネットとやま(以下「本会」という。)の目的、活動、入退会等に関して定めるものとする。

2 本会は、広域化、複雑化、多様化する消費者問題に対処するため、関係行政機関、福祉関係団体、消費者団体等によるネットワーク組織を結成し、相互の連携を図りながら消費者被害の未然防止、早期発見、迅速な救済を推進することにより、安全・安心な消費生活の実現をめざすことを目的とする。

### (活動)

第2条 本会は、前条に定める目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

(1) 消費者問題に関する情報を共有する活動

(2) 消費者の自立を支援する広報・啓発活動

(3) 消費者被害の迅速な対応を図るための連携強化に関する活動

(4) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

### (事務局)

第3条 本会の運営に関する事務を処理するため、富山県消費生活センター(富山市湊入船町6-7)に事務局を置く。

### (会員)

第4条 本会の会員は、関係行政機関、福祉関係団体、消費者団体等のうち、第1条第2項に定める目的に賛同し、第2条に定める活動に参画できる団体とする。

### (入会)

第5条 本会に入会しようとする機関・団体は、別記1による参加申込書を事務局に提出するものとする。

### (退会)

第6条 本会を退会しようとする機関・団体は、別記2による退会届を事務局に提出するものとする。

### (会費等)

第7条 本会の会費は無料とする。ただし、本会の活動に参画するために必要な経費は会員の負担とする。

### (その他)

第8条 この規約に定めのない事項については、富山県消費生活センター所長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この規約は、平成18年9月29日から施行する。